

国土総合開発特別委員会議録第十八号

昭和三十一年四月十一日(水曜日)

午後二時二分開議

出席委員

委員長 廣川 弘禪君

理事 志賀健次郎君 理事 篠田 弘作君

理事 薄田 美朝君 理事 松田 鐵藏君

理事 竹谷源太郎君 理事 渡邊 惣藏君

理事 伊藤 郷一君 理事 植木庚子郎君

理事 川村善八郎君 理事 笹山茂太郎君

理事 南條 徳男君 理事 林 唯義君

理事 本名 武君 理事 町村 金五君

理事 神田 大作君 理事 小平 忠君

理事 田中幾三郎君 理事 永井勝次郎君

理事 芳賀 貢君 理事 森 三樹二君

理事 岡田 春夫君

出席國務大臣

農林大臣 河野 一郎君

國務大臣 正力松太郎君

出席府縣委員

北海道開発 白波瀧米吉君

政務次官 北海通開 田上 辰雄君

発庁次長 大蔵事務官 東條 猛猪君

(銀行局長)

委員外の出席者

総理府事務官 桑原 幸信君

(北海道開発庁 企画室副主幹)

四月十一日

委員首藤新八君、三宅正一君及び門

司亮君辭任につき、その補欠として

町村金五君、神田大作君及び田中幾

三郎君が議長の名で委員に選任さ

れた。

本日の会議に付した案件
北海道開発公庫法案(内閣提出第六
三号)

○廣川委員長 これより会議を開き

ます。

北海道開発公庫法案を議題とし、前

会に引き続き質疑を行います。河野農

林大臣が出席いたされておりますの

で、重点的に御質問を願いたいと思

います。なお、河野君は今いるいろな

とで時間が非常に制約されておるそ

うでございますから、なるべく簡潔

を得てお願いいたします。芳賀君。

○芳賀委員 河野農林大臣は当委員会

に今日まで出席しないので、この法案

の審議が非常におくれておったとい

うことをまず申し上げておきます。

北海道開発公庫法に対しては、農林

大臣は直接の主務大臣の責めには任

じておられぬわけでありまして、こ

れは何

といたしまして、今後の北海道の総

合開発の一環として、非常に後進的

な北海道の産業を今後開発するための

財政的、呼び水的な役割を果す公庫が

できるわけでありまして、農林大臣

として、北海道における今後の農業開

発との関連において、この公庫に対

しては重大なる関心を持っておると私

は推察しておるわけでございます。

そこでお尋ねしたい点は、この法律

案の政府原案によりまして、これはも

ろろん第二次産業に重点を置くこと

になっておるわけでありまして、しか

し、これをいかに検討した場合にお

は、第一次産業の関連の上に立つて第

二次産業は振興しなければならぬわ

けでありまして、それらの関連性が非

常に弱いわけでありまして、ですから、

その点に對しまして、農林大臣とい

たしましては、この公庫法案に關連し

て、今後の北海道の農業開発、ある

いは漁業等に対しまして、どうい

うな基本的な方針を持っておるか、

今後北海道の第一次産業の開発を積

極的にやられる御意思であるか、そ

の点をまずお伺いしたいのであり

ます。

○河野國務大臣 ただいまお示しにな

りました通りに、私の直接所管では

ございせんが、こういう公庫がござ

いますれば、今、芳賀さんのお話の

通り、呼び水的な役割を果して、北

海道全体の開発に非常に役立つ。全

体の開発が進んで参りますれば、そ

とにわれわれ所管いたしております農

林、水産業について、もちろん非常

に役立つというふうに考えております。

○芳賀委員 農林大臣も御承知の通り

に、北海道の総合開発計画は、第一

次五カ年計画は当年度をもって一応

終るわけでありまして、ところが、

この開発計画の進捗の度合いは、非

常に遅々として進んでおられぬわけ

であります。農業関係の場合にお

いては、主として公共事業費の中

に、食糧増産費あるいは漁業関係

の問題が、この開発の予算の中に

仕組まれておるわけでありまして、

これととも、ことさらに北海道の

第一次産業の推進を重点的にや

は考えておらないわけでありまして、

明年度からは、当然第二次開発計画

を策定して、その実行に入るわけであ

りまして、今日の農業等の諸般の情

況を考へると、北海道の農業は、日

本の農業の経済の中においても、非

常に恵まれない地位に置かれてお

るわけでありまして、たとえはバ

レイシヨ―穀粉にしても、豆類等

にしても、水稲以外の農作物に對

しては、経営が非常に危機に瀕し

ておるというような状態であり

ます。ですから、これらの原料生産

に對しては、やはりこれを原料とし

て、第二次産業との密接な関連の上

に立つて、北海道の農業を今後育

成するといふ措置がどうしても必要

になると思ふのであります。その点

に對しては、大臣にお示しを願ひ

たいと思ひます。

○河野國務大臣 今お話を通して

ございまして、政府といたしましては、

たとえば機械化公団を作しまして、

機械をもつて大規模な開墾をいた

しますと、その他水産におきま

しても、山林におきましても、も

ろろん十分とはいへませんが、

申し上げかねますけれども、できる

だけの施策、施設はいたしておる

つもりであります。

○芳賀委員 答弁が非常に抽象的

です。具体的に問題に入ります。こ

の法律案によつて、十九条の規定

の中には、業務の範囲が定められ

ておる。第十九条には、農林水産

物の生産の増進を目的とするとい

ふことになっておるわけであり

ます。主務大臣であるところの大

蔵大臣の出席を求め、農林水産

関係の企業に對して公庫はいかな

る重点的な配慮をしておるかとい

ふことを、ただしたわけであり

ます。その答弁の中で、どうし

てもわれわれの了承できない

点は、この農林水産物の原料生

産の上に立つて、それを原料とし

て企業を行ふためには、いろ

いろな方法はあると思ひますが、

その一つは、協同組合のシステ

ムの上に立つて、農民あるいは

漁民資本の形成の上に立つた産

業の振興を、農林当局としては何

れと考へなければならぬと思

ふわけでありまして、ところが、

これらの協同組合、いわゆる農民

資本による法人格に對しては、こ

の融資は行われないといふこと

が、一つの基本的な原則になつて

おるわけでありまして、今後

の北海道における農業あるいは漁

業の資本が企業を起して、この公

庫の資本が企業を受けることが

できない場合においては、これは

将来非常に問題があると思ふの

です。私企業法人に對しては、企

業ベースに乗らないような弱い

産業に對しては、融資を行ふこと

になつておるわけでありまして、

農林水産物の生産の増進を目的

とするといふこと、これは重大な

問題であると思ひます。この關

連の上になつて、農林大臣とし

ては、当然御意見を述べて、お

関心を持っておられると思ひますので、その点に対する御所見をお伺ひいたします。

○河野國務大臣 今お話を、農民の組織であります協同組合につきましましては、御承知の通り、たとえば中央金庫を通じての資金も、必要とあれば、流すわけでありま。またさらに、そのほかに農林漁業金融公庫を作っておりまして、この方面の金融につきましまして、この北海道開発公庫に先だちまして、農村に關しましてはやつておるわけでございます。従ひまして、農村關係といたしましては、まずそれで――まだ不十分な、行き足らないといふことでもあれば、それについて農林省としても考えなければならぬと思ひますが、今お示し申しましたように、中央金庫を通じて協同組合に資金が参りますし、特殊のものにつきましましては、農林漁業金融公庫の資金がいくことになつておりますから、これを十分活用してやつて参りたい、こう考へております。

○芳賀委員 農林大臣には少し誤解があるのです。これはもちろん協同組合に對しても、政府機關の金融の道は開かれております。それと同時に、協同組合以外の私企業に對しても、あるいは開發銀行の融資であるとか、あるいは中小企業金融公庫の融資であるとか、これらの道は開かれておるわけですが、ただ問題は、北海道開發公庫といふものを作つて、しかも北海道に本店を置いて業務を開始するといふことになれば、今日まで行われておるところの諸般の政府の金融機關の投融資以外に、北海道の産業の後進性を認めて、さうしてこの公庫融資といふものが、い

わゆるプラス・アルファの形で投融資されるということによつて、初めてこの公庫の目的であるいは使命が達せられるといふことになると思ひ。ところが、農林漁業協同組合等の法人格に對しては、この公庫の融資は行わないといふことであらば、ここに問題があると思ひわけです。もちろん中金の融資は、これは系統機關が自分の系統内に資金融資を行うのは當然でございます。農林漁業金融公庫の場合は、これは政府機關の融資でありま。これらにして、

今後北海道の農業開發のために、公庫の投融資計画を重点的に北海道に行うといふならば、それは話がわかるわけでありま。それでは話がわかるわけでありま。それでは話が見えて、何れもことさらに北海道に對して、これだけ積極的な計画を持つておるといふことは、いささか見受けることができないのであります。ですから、この公庫の融資とあわせて、既存の政府機關の農林漁業等に対する金融機關が、さらにプラスになるという形の運営といふものは、どうしても必要であるといふふうに考へるわけでありま。その点に對する大臣の考へをさらに明らかにしていただきたい。

○河野國務大臣 御意見はよくわかるのでございませうけれども、何分御承知の通り、現在の政府の財政計画その他からいいたしますれば、すべてを十分にといふことは、なかなかいきにくいわけでございます。そこで、必要性によつてこれを補つていくといふことになりがちであることは、御了承いただかなければならぬと思ひのであります。そこで、今ここに御審議願つております北海道開發公庫法案なるものは、北海道で一番弱い面、一番必要度の強い面はどれだといふところ、これはまず第一にどうしてもやらなければいかぬといふところに、この線が入つていった、こういうことになつておるうちに私は了承するのであります。でございますから、今御指摘になりますような面にまず一本入れてみる。その次に、またそういう問題が起きてくれれば、また入れてみる。そういうところと計画性を持ちつやつていくといふことと、すべてにわたつて十分といふことは、なかなかいきにくいのでございませうから、ここに今せつかく開發公庫法案なるものをもつて実施しようとするものは、あまりに範圍を広げますと、これがかえつて所期の目的の達成が困難になり、非常に薄くなつてしまつて、ゴマ塩をまいてしまつたやうなことになるので、最小限度の資金をもつて、これを有効適切に使つていくと、こういうことに政府として考へてやつたわけでございます。私も農林關係が十分とはむろん考へておりませうけれども、今申し上げましたように、中央金庫、これも資金がなれば、必要なものには中央金庫から農村の協同組合系統に流していき。さらにまた別途のものにつきましましては、先ほど申し上げたように、農林漁業金融公庫からやる。これで一応やつていくといふことに考へておるわけでありま。

○芳賀委員 私の指摘している点は、北海道農業の一つの特性は、今日においてははとうてい原料生産だけの経営の形では、農家の経済安定といふものを期することはできないといふことが、

もう明確になつてゐるわけですが、ですから、これはやはり協同組合等の力によつてさらに原料を加工する、みずから力によつて、第二次産業の中においてこれを処理するといふところまで、形態を一步前進させなければ、北海道農業の安定化といふものは期することができない。そういう形態ができれば、今後北海道の未開發地帯に對して、農民をさらにそこへ入れて、

北海道の開發を進めるといふ、そういう一つの見通しといふものも立たない。計画だけ作つても、安心して北海道に行かないといふことになる。ですから、そういう点に對しては、どうしても協同組合等に對してこの資金が相当流れていく、その中から一つのやうな近代化企業が運用できるというやうな形にまで育成する必要があるといふ場合には、この公庫といふものは、そういう目的を持つて生まれてゐるのですから、もちろん私企業の株式会社等に対して有利な投融資を行おうとすれば、弱い協同組合の組織形態に對しては、同じような扱いをするのが當然でないかといふのがわれわれの見解です。これは農林大臣としても、大臣の立場から見た場合には、当然さうすべきであるといふような判断に達すると思ひますが、そういう必要はないといふのですか。

○河野國務大臣 これはいろいろ見方もあるかもしれませんが、御承知の通り北海道の協同組合の組織は、私は実に強力に、りっぱにできてゐると思ひます。雪印のバターにしましても、産業組合の發展があれまできまして、内地の方で見られない、いわゆる明治、森永を凌駕してゐるあれだけの

りっぱなものになつてゐる。その他のものにつきましても、漁業にしても内地の各県の漁業協同組合に比べて、道漁連が実にいろいろな大企業まで手をつけておられるような現状でございまして、そういう今お話の点とはいささか違ふのじゃないか。しかも、これらの強力なる組織が、合理的運営上、一たび資金が必要であるといふことになりましたらば、中央金庫からこれに向つては相當の資金がいつてゐることも、御承知の通りでございます。なおそのほかに、金融公庫の資金もいくのでございませう。この点は、決して十分である、これ以上やる必要はないとは思ひませうけれども、必要に応じての最小限度のものはいつておるのじゃないか、私はこう考へております。

○芳賀委員 そういたしますと、農林大臣の北海道の協同組合等に対する価値判断は、これは全国的に見ても相當経済的な力も強い。経済的な力も強いといふことは、信用度が高いといふこととすね。信用度が高いといふことは、これは中央等の融資機關から、安心して資金が流れるという条件が具備されてゐるということになると思ひ。そうなんではないか。

○河野國務大臣 御承知の通り、それは事業の計画内容によると私は思ひます。事業の計画は、普通の企業の組織形態と違ひますから、内容が何であるうと、資金は流してやるというところでない場合が多少ある。計画され事業の内容を検討した上で、それが妥当であるといふ場合に、むろん必要なものは流れていく、こう考へております。

○芳賀委員 今、一つの事例の中に、

北海道における雪印あるいは道バターは、明治、森永を凌駕するような力を持つていくことを言われましたが、これは全く認識の違ひなんです。しかも、大臣も記憶にあると思います。が、先般公取の委員会が、北海道バターに対して独禁法違反の審決を下しているわけです。それは、この雪印にしても北海道バターにしても、名前は株式会社でありますが、これは全部が農民資本なんです。しかも協同組合の単協が出資している資本形成になっているのです。それでこの会社が、中金の有畜農家創設の資金に対して、一部の利子補給を行なつて、そして単協に信連から金が流れている。これは系統機関が、組合員の生産した農産物を協同組合に出荷して、その協同組合が自分の系統内においてこれを有利に処理するということは、これは何れも違法じゃない。適法なんです。当然そうしなければならぬことです。そういう形に対して、独禁法違反であるというふうな、そういう審決が下つていく。私はここで公取の問題を云々することは避けますが、ある見方によると、明らかにこれは協同組合等の組織に対して、一つの威圧を加えておるようにもわれわれは考えるわけです。こういう点に対しては、先般公取が下した審決等に対して、農林大臣はどういうふうなお考えを持たれたか、もし知らぬければそれでいいのですが、いかがですか。

○河野国務大臣 よく内容を検討いたしました。後日またお答えをいたすことにいたします。

○芳賀委員 次にお尋ねしたい点は、今後の北海道の農業開発の一環として、

て、政府当局においても、あるいはこの公庫の計画の中においても、北海道においてテンサイ糖の生産を一大飛躍的發展をさせるというふうな構想を持つておられるようでありませう。それで、今後北海道の畑作農業の転換というふうな意味からいいたしまして、われわれもいたしまして、北海道の農業の中においてテンサイの耕作が農業経営を安定するという基本的な立場の上から、計画が確立されて、増反増収が行われて、それを処理するためにビート工場等が次々に建設されるというふうな、非常に望ましい点であるというふうな考えをわけます。ところが、今日までの北海道農業の一つの転換を含めて、ビートの耕作等に対する具体的な今後の計画が全く示されておらず。そういうものが示されておらず。一面においてはこのビート工場の建設ということが、これは昨年の秋以来非常に世に上をにぎわしておるものでありますが、それが前後しておる。ですから、今後の北海道の農業の中において、わが國の糖業政策というものを速急に立てる必要があるとするならば、その一番原料の主産地である北海道の今後のテンサイの耕作、あるいは栽培とか、農家経営の安定と結びつけたその施策等に対して、農林大臣はいかなる見解をお持ちおるか、その点をお聞きしたいと思います。

○河野国務大臣 テンサイ糖の奨励は、北海道の畜産奨励の上から参りまして、ぜひ必要であるというふうな見地に立ちまして、せっかくこれの分布等につきましても検討中でございます。これが経営の形態につきましても、協同組合その他私企業等を取り入

れまして、十分検討を加えたいと考えております。

○芳賀委員 テンサイ糖問題に対しては、私は農林大臣は専門的な権威者であるというふうに考えておるのです。今日までの農林大臣の行動を見ると、事務当局以上に相当深い造詣の上に立つて、あるいは工場の適地の選定であるとか、いかなる企業形態にこれを行わしむべきであるかということ、実にたんにねん、精密に検討されておるというように、われわれはいささか敬意を表しておるわけです。ですから、もう少し具体的ななお考えがあるというふうなわれわれは思っております。

○河野国務大臣 私は実はあまり専門に勉強したわけではございませんが、客観的に北海道にテンサイ糖の奨励をする必要がある、糖業政策から必要がある、これが一点。一つは畜産振興をいたす上から参りまして、テンサイ糖の増産をする必要があるという、この二つの観点からいたしまして、北海道全道にわたって相当数のテンサイ糖工場を散布する必要がある。その適地等につきまして、どういう方向にどうや

るかにつきましては、今せっかく事務当局をして検討させております。しかもこれは御承知の通り、余剰農産物の見返り資金をこれに充当してやろうというところを考へておられます関係からいまして、最初は工場を作る程度の資金をまず考えたのでございますが、その後だんだん勉強して参りますと、工場の必要はない、二工場でもいいじゃないかということになりまして、道南一カ所、奥地一カ所というように考えております。ところが、その後またぜひ自分もやろうという適格な希望者もございまして、それでは政府の出します金は、全体で大体七億ないし七億五千万予定いたしておりますけれども、これを三カ所に分けて、そうしてやってもう一つはどうかというので、今三カ所に分けて、三工場を同時に始めるということについて、希望しておられる方々とせっかく話し合

い中でございまして。

○芳賀委員 そこでテンサイ糖の問題ですが、ここで長々と私は述べる考えはありませんが、今日まで北海道において、約三十年の歴史を経て、そしてなおかつ、ビートの耕作面積は一万七千町歩くらいしかないわけですから、今日日本甜菜製糖株式会社が三カ所の工場を操業しているのですから、一工場を経営する場合において、おおむね五千町歩の原料の耕作反別がどうしても必要になるわけです。ところが、ビートの耕作というものは、直ちに増産をするというよりは、いろいろな条件があつて急速にはいかぬわけです。漸進的に伸ばすというところは可能でありますけれども、簡単にビートだけをすぐ増反することが非常

に困難であるということ、御承知の通りでございます。ですから、そういう今までの歴史的なものの上に立つて、しかもわが國の糖業生産の一環として、北海道の農業もさらにこれによって高めるというふうな、全体の総合性の上に立つた政策というものを、一日も早く立ててもらいたいという考えはおるわけですね。そういうふうな施策がなくて、ただ単に工場だけを何か所建てるとか、どの会社によらずというところだけが先行しても、ほんとうに農民がビートを進んで耕作するということな条件が具備されなければ、これは全然製糖というものはできないと思

います。その点は農林大臣も御承知だと思

います。そこでお尋ねしたい点は、今の答弁の中にもありましたが、余剰農産物の見返り資金特別会計の中

から、ビート工場の建設のために相当額の融資を行うということでありま

すが、これは先般農林委員会において、実は農林開闢公団法案を審議したとき、これもまた十億円の見返り資金特別会計から事業費を出すということになつた。ところが、この内容というものは、今日においても明確でないです。本年度の予算の中において、見返り資金の特別会計の計画が示されておるけれども、農業関係の具体的な配分というものは、今日において

り円資金の配分は、だれにもわからないといふことになる。しかもこの北海道開発公庫の中でも、ビート工場とか、あるいはブドウ糖工場に対しては融資が行われるといふことになっておる。見返り円資金の特別会計からもビート工場には金を出して、それからこの北海道開発公庫の融資も行うというような、いわゆる政府機関の二重投融資が、このようなテンサイ糖工場等において考えられておるといふことなんです。ですから、この点に対しては、農林大臣は四十一億五千万の中におけるその配分として、テンサイ糖工場に対してはおおよそそれだけの融資を、今年度あるいは将来に行おうとするか、その点をあなたから直接伺いたいのです。

○河野国務大臣 これは、いろいろ見返り資金を四十一億でしたか、これをどういうふうに使おうかといふことにつきましても、なるべく有効な、しかも農民に一番利益するものを重点的にとって考える必要があるといふことで、大ワクは大体分けて、事務当局がそれぞれ検討しております。私が一人で握っておいて、一人でやるようなことは決して考えておりません。すでに大ワクは、大体計画があります。水産に大体どれくらい、畜産にどれくらい、それから今申しますような森林に十億、これは案がまとまっております。それから今のテンサイ糖は、大体七億から七億五千万といふことで限度を大体きめ、大ワクをきめておるわけでございます。しかし、そのときまいこと、せつかく今申し上げます通り、事務当局で検討中なのでございます。大抵最初は、一工場を作るのに十五億と

かかるといふから、その半額を出して一工場を作るのがよからうじやないかといふことで、七億ないし七億五千万という見当で案を立てましたが、その後だんだん検討いたしてみますと、御承知の通り七億ないし七億五千万は、二カ年で十五億、工場建設は二カ年かかるというのでありますから、しからば二カ年でやれば、一カ年半額でいいじゃないかといふことで、七億を二工場に分けてやたらどうか、その方が効率的でいいじゃないか。お前は、五千町歩のビートの作付が、無から有が生ずるわけじゃない、ただ机の上で計算してもいいかぬ、むしろその通りであります。しかし、これは地元の農村から熱烈に御要望がございまして、そういうものを自分のところで作りたいから、ぜひやりたいという要望があるわけでございいます。(農民は知らない、管利会社だと呼ぶ者あり) しかもこれは、管利会社とおっしゃいます、そうじゃございせん。先般北海道連の会長さんがお見えになりました、詳しい計画表も拝見しております。そういうことで、これはばうはいとして、北海道全土にこれを基礎にして畜産振興をやろうといふ声は、世論としてあるわけでございいます。それによってやるわけでございまして、「北連にやらすか」と呼ぶ者あり) 今お話し通り、連合会もぜひ一カ所やっていただくといふことに考えておるわけでございいます。そういうふうな、せつかく今話し合ひ中でございます。そういうことでございまして、その点は——今お話し、しかも二重投資になる、これにつきましても、私の方はこれを基礎にして計画しておりますが、その上に北海道開発公庫が投

資をなさるか、なさぬか、それは別でございます。

○芳賀委員 大分詳しいことを言われましたが、それで四十一億五千万のうちで、大体わかつておるの、森林公団はもう十億といふことが条件に明らかになったので、それできのう法律を通したわけですね。そのほかにテンサイ糖工場に対しては、大よそ七億五千万、それから北海道関係でもう一つは、ブドウ糖の製造に対しては大体二億円の融資を行うといふことが計画にあるようですが、これも間違いありませんか。

○河野国務大臣 今のブドウ糖という話は聞いておりません。

○芳賀委員 それでどのビート工場は、農林大臣の構想から言いますと、今後北海道においてビート工場を起す場合においては、いわゆる製糖資本、二十幾つある日本における精製糖を中心とした糖業資本のみが北海道に進出して、ビート工場を起すべきであるといふお考えはないのですか。そういうような系列の資本も妥当であるかもしれないけれども、もう一つは農民出資によるもの、たとえばそれを代表する北海道経済連のごときも、先ほど言われたように、これは全国随一の経済力も実行力も持っておりますといふことになると、相当大きな企業をやっても心配がないといふことが、農林大臣から折紙つきになったわけですね。ですから、今後テンサイ糖工場を作る場合は、資本形態としては、一つは農民出資によるもの、資本にもやらず、もう一つは、今までそういう経験とか実績のあるところのそういう資本、あるいは中央におけるところの有力なる糖業資本

等の中からこれを選定して、一番最適と思われる地域にこれを決定するといふお考えですか。

○河野国務大臣 さようでございませう。

○芳賀委員 そういたしますと、今までの事態の中においては、いまだどの企業体にこれをやらすといふことや、どの場所に行かすべきであるといふところまではいつておらぬわけですね。

○河野国務大臣 さようでございませう。

○芳賀委員 そこで農林大臣にお伺いしたい点は、実はもうきまつておるといふようなことが北海道においては非常に伝わっております。一例をあげますと、これは北海道における各有力紙あるいは中央の新聞にも出ておるわけでありまして、三月二十一日の北海道の有力新聞はこういふことを伝えておるのです。これは自民党の所属代議士であります、松田鐵藏君が地元の北見市に帰って、北見市の市議会に出席して、芝浦精糖に対してはもう余剰農産物の見返り資金を貸すことにして、北見市に芝浦の工場を建てることにきまつた。実は認可書の控えを持ってくればよかったけれども、間に合わなかつたので、持ってこれなかつた、というふうなことを松田君が堂々と報告をしておる。これは信頼すべき良識を持った、しかも与党の代議士が、この公的な市の議会に現れてこういふ報告をされたのです。もう一つは、芝浦精糖を北見市にやることになりました。ただ、あるいはまた台糖の場合には、道南の倶知安なら倶知安にきまつたんだ、といふような印象を強く道民に与えてお

るわけですね。それと、ただいま大臣が説明された、まだその段階に行つておらぬ、しかも今後の適格条件というものは、単に台糖であるとか、あるいは芝浦であるとか、日甜であるとか、こういう糖業資本だけに限るといふことではなくて、それと同じように、北海道の農民資本によるところの経済連等も適格者であるといふふうを考えておる、というふうな説明を今聞いたのですが、こういうことが、一つの既成事実のようにもう北海道の道民の中には伝わっております。これに対して、もう少し明確な、農林大臣としての責任ある御答弁をお願いしたい。

○河野国務大臣 今私がお答えいたしましたことは、責任を持つてお答えいたしましたわけでありませう。

○芳賀委員 そういたしますと、松田君の報告は、全く事實無根の、ただ単なる、自身の一つの幻想の上に立つた、空虚なる政府与党議員としての市議会に対する発言であつた、これは何ら取り上げるべき根拠がないといふふうな考えで差しかえありませんか。

○河野国務大臣 松田さんがどういふことをおっしゃつたか、おっしゃらぬか、私は存じません。

○芳賀委員 いや、そういうことを伝えたとすれば、これは公的な農林大臣、あるいは個人としての河野一郎氏において、何ら無縁のものであるといふことをあなたは明らかにできますか。

○河野国務大臣 おっしゃつたか、おっしゃらぬか知りませんが、一つの候補地として研究されておるといふことだけは間違ありませんけれども、決定はまだいたしておりません。私が

お答え申し上げた通りであります。

○芳賀委員 そういたしますと、農林大臣としては、このビート工場建設に對しても非常に不明朗な動きがあるというふうなことは、これは大体そういうことではないというふうなことがおおよそ明らかになったので、非常にけっこうであります。今後の方針は、ただいまの委員会では言われたことをわれわれは信ずるわけです。ですから、今後のビート工場の建設等に対して、あるいは見返り円資金の配分等に対しては、ただいま明確に示されたそういう一つの構想の上に立つて処理されると思っておりますが、この場合一番大事な点は、北海道開発等に対して、現地のあるいは道庁とか、そういう地方公共団体との密接な連絡とか協調というものが、やや欠けているように考へておる。ややもすると、時の天下が政略的に北海道の開発問題を扱おうとするような、非常に量見の狭い動きがわれわれには常に見受けられるわけでありまして、そういうことでなく、やはり北海道の農業開発にして、第二次産業開発等にいたしましたも、北海道における地方公共団体等の十分なる意見を徴して、それを重要な資料として政府の施策をおきめになることが、一番正しいのではないかと、農林大臣の考へはいかがですか。

○河野國務大臣 私もその通りに考へております。

○芳賀委員 これは当りまえのことなんです。そこで念を押しておきます。ですから、今後たとえばビートの耕作計画とか、あるいは工場建設等の計画とか、北海道農業を今後いかにすべきやというふうな点に對しましては、今後といえども、やはり地元の地方庁であるところの北海道庁であるとか、あるいは北海道の各関係機関等の意見を十分徴されまして、そうして最終的にはそういうふうな処理方針をもってきめた方が、北海道民も納得するし、今後の、たとえばテンサイ糖の場合においては、国の糖業振興のゆるぎない基礎を確立するためには、いかにすべきやというふうな結論も生れると思ひますが、農林大臣としては、すなおにおおらかな気持ちで、そういうふうなことをおやりになれますか。

○河野國務大臣 私はそういう気持ちでやっております。

○廣川委員長 芳賀さん、なるべく本法案について直接関係ある点から御質問をお願いいたします。

○芳賀委員 これは非常に重大な関係がある。——それでその次の問題は、テンサイ糖の場合には御承知の通り、これは昭和二十七年の暮れにテンサイ糖の生産振興臨時措置法案というものが成立した。これは十年間の期限立法で、今日まだ生きておるわけです。ですから、昭和三十一年までは、この法律によつて北海道において生産されたテンサイ糖は、全量政府の買い上げということになるわけです。そういうふうな一つの保護政策というものが今日講ぜられておるわけでありまして、これを基礎として、さらに糖業振興法であるとか、あるいは一番原料を直接生産しておる農業経済を安定させる意味からしても、原料生産というものが農業経営の上において非常に有利なものである、そういうふうなことを明確にするために、もう少しビートの原料の

買い上げの価格決定にしても、あるいは製品の買上げ等にしても、さらに具体的検討を加える必要があると思うのですが、そういう点に對してはどのような考へでありますか。

○河野國務大臣 十分検討してやっております。

○廣川委員長 最初に申し上げた通り、時間が制約されておるようですが、なるべく要点をつかんでお願いいたします。

○芳賀委員 委員長は何か見当違いをして、要点をはずれておるというふうなことですが、これは北海道開発のためには一番大事なことですよ。

○河野國務大臣 なるべく早くきめたと思つておりますが、先ほど来申し上げます通りに、ただ簡単にきめるわけに参りません。十分検討を加えまして、基礎的に案を立てていかなければなりません。従つて、ここでいつまでとおっしゃつても期日はちよつと申し上げかねます。しかし、あらゆる角度から検討して、たとえば先般まで北海道の経済連のお申し入れがなかったのでありまして、経済連からお申し入れがございました。これは有力なる候補として、対象に取り上げて研究しておるというふうなことになると思いますが、これも先ほど申し上げた通り、最初は一カ所の予定であつたのが、二工場がよからう、さらに希望者があれば三工場でもいいのではないかと。ただ、そういうふうにいたしますと、三工場

では私はやらぬという人ができるかも知れない、そういう場合にはさらに考へ直さなければいけない。初めは七億金がかかるつもりであつたが、三工場ということになれば、一工場当り二億円、二億五千万円ということになります。そういたしますと、二億や二億五千万円の融資ならば、いやだという人があるかも知れません。そういうふうなこととて、いろいろ調整をする必要がありまして、早くはやりたと思つておりますが、結論がなかなか出にくというふうなことであります。

○芳賀委員 工場問題は、そういうことになると具体的に早晩きまる。あわせて工場を建てるには、どうしてもそそれだけの原料がいるわけです。原料の増産対策というものは、むしろ工場建設より先行して立てる必要があると思ひますが、これは農林省だけが中央でデスクの上で計画を立てようとして、なかなかできないと思ひます。これは農林大臣だけの構想でなくて、先ほども言われた通り、工場問題にしても、ビートの耕作計画等の問題にしても、やはり事務当局に責任を背負わしめて、そして具体的な案を作らせてから、農林大臣がそれを決定してやるというふうなことにしてもらふと、どうも農林大臣のいわゆる政治力が強過ぎるから、農林大臣のやることは、いいことでも悪いことでも、何か暗い影がつきまといつておるというふうな、そういう疑念が今日深いわけです。これは老練心ながら申し上げておきます。今後の農林大臣としての諸般の行動をとるに當りましては、どうかそういう点も十分考慮に入れられて、そしてわが

國の農民の福祉のため一そう努力されたいと思つておるのですが、農林大臣はどう思ふのですか。

○河野國務大臣 これは芳賀さんも、農林省の内部のこととはよく御存じだと思ひの通りであります。私はこの工場計画等を自分で立てるわけではございません。全部、改良局長以下、課長と相談してあります。先般も実はある議員から、ある会社の願書は出して、それを大臣に取り次がないじゃないか、そして自分たちの好きな願書だけを上に取り次いでおるじゃないか、というふうなおしかりを受けたことがありますが、決して私は頭から、どの会社かよくをきめたこともございせんし、私が意識してやつたこともないのであります。全部下の方で一応案を立てて、どの会社が適当でございせんし、それがどうでございせんし、ということとをやつておるのでございせん。一工場にしたらよからう、またその事情を調べて、こういう希望がある以上は、道南と道北の二工場を考へたらどうかとか、さらにまた新しく希望が出て参りまして、これを加えてやつた場合にはどうなるだらうかというところで、十分の資料を整えた上で、私が最後の決定をするということにしておるのでございまして、今芳賀さんのお話になるようなことのでき得べき筋合いでもなし、そういう事務の処理はあり得べからざることでございせん。その点は一つ御了承いただきたいと思います。

○廣川委員長 渡邊さん。

○渡邊(徳)委員 河野農林大臣には、芳賀君から主として財政経済問題を中心として質疑があつたのであります。

私はこの際農林大臣河野一郎氏でなく、行政管理局長河野一郎氏に、二重録をしておきたいと思ひます。それは、この公庫法案がここに提出されるまでの経過について、十分おわかりだと思ふのですが、もとより自民党の広川委員会と称せられる北海道開発特別委員会というものが、この公庫法案を提出するに當つて、北海道の分県問題であるとかあるいは機構改革の問題とか、その他の問題をも含めて、そういう問題と関連の上でこれが提出されてきたわけなんです。従つて、今ここで主として公庫法案だけが先行して審議をされておられますけれども、特に北海道の道民にいたしまして、また日本全体の問題にいたしまして、当面の行政機構がどう関連して發展するかという問題については、かなり注目をいたしておるところだと思ひます。特に北海道には、いろいろ北海道開発庁とか、あるいは北海道開発局だとか、複雑怪奇な機構が現存しておりますので、この点について一応河野大臣の所見を伺っておきたいのです。が、一体河野大臣は、北海道分県という問題について御存じであるかどうか、どうお考えになつていらっしゃるか、これに関連して意見を承わつておきたいと思ひます。

○河野国務大臣 北海道は、私が申すまでもなく、私、あなたの方のように北海道に住所を持っておられる方と違ひますから、考へておりますことがあはれる場合があるかと思ひますが、あれほど広範な地域、しかもその中の人口といふ、各種の文化といふ、相当に進歩いたして参りました今日、適當の時期に、これを分県いたして内地同様の施策によつて行われるという時期が、いつかは存じませんが、そういう時期はくるものだと私は考へております。しかし、それは今すぐにやるがいいか、将来数年もしくは数十年先がいいかといふことは、道民各位の御決定に待つべきものかと思ひますが、私は私なりの考へは今申すように考へております。

○渡邊(惣)委員 今の河野さんの御意見は、その時期が数十年後に実現するかどうかというお話で、実に雲をつかむような話なんです。自民党は考へておられますので、自民党の諸君は、この年内にも参議院選挙からして住民投票で事を決定しようといふことで、もつぱらそういう方針を打ち出して参つたのです。そのうちにはないことと呼ぶ者あり。そういうことではないことはないので、大いに松田鐵藏君以下そういうことについて宣傳をしてこれたわけですが、そういうことは現段階で妥当かどうか、この点を一つ承わつておきたい。

○河野国務大臣 これは先ほど来申し上げますように、党の意見がまだ決定しておりません。党の意見が決定すれば、私はそれを推進するということになると思ひます。しかも私自身より、この問題について専門的に研究しておられる人、十分勉強しておられる人は、党にたくさんおられることであり、専門的に研究されている人がおありでございますから、それらの研究、検討の結果を待つて私はやりたい、こう思つております。

○河野国務大臣 先ほどから何回も言うように、時間が非常に切迫しておるようでありまして、どうぞなるべく簡潔にお願いいたします。

○渡邊(惣)委員 先ほど河野さんの発言の中に、十分住民の意見を尊重するといふ言葉がありました。これはどういふように受け取つていいのか、私はよくわからないのですが、住民の反対があればそういうことはしない、こういうことですか。

○河野国務大臣 これは住民の投票できまることであつて、住民の意思のないうちに決定はない、この私は考へておりますから、御了承願ひたいと思ひます。

○渡邊(惣)委員 そうすると河野さん、そういうお考え方の根拠にあるものは、中央集権をはかるというのでは、中央集権を十分尊重する、この考へ方が根拠にあるの御発言かどうか、この点をばつり伺つておきたい。

○河野国務大臣 今日中央集権をはかるという考へは、むしろ全般的に政治の上にあるはずでございます。しかし事と事態により、ものの行政の必要度におきましては、またこれはおのずから特別なものがあると思ひます。

○渡邊(惣)委員 従来北海道開発の経緯から見まして、昭和二十四年に北海道開発庁が出現し、二十六年以降に北海道開発局が出現したという経緯をよく御存じだと思ひますが、これらのことは非常に政治的な意味を含んでいゝる。たとえば北海道の田中知事を拒否するためにいふことを意図に抱いて、そういうような北海道における行政機構の改革をやられた歴史があるわけですか。その点とはなれないと思ひます。

○河野国務大臣 全体の問題は、むしろ今順次提案しつゝあるわけでありまして、それと一貫いたしまして、北海道の問題も提案するつもりであります。

○渡邊(惣)委員 そうすると、北海道の行政機構については、伝えられるところによると、北海道開発庁設置の法案で提出されると伺つておりますが、そういう形で提案されますか。

○河野国務大臣 そうじやございませぬ。これはまた間違ひますといけませんし、書類を今持ち合せませぬので、書類をもつて正確に御答弁した方がよろしいと思ひますから、それまで御猶余いただきたいと思ひます。

○渡邊(惣)委員 金曜日に関連に出すというのに、ここでわからぬという話は、行政管理局長官として受け取れないから、どういふことになるか、大臣もう少し親切に……

○河野国務大臣 決して不親切にしやうと思ひのじやございませぬ。私が十分責任を持つて警面の上で答弁した方がよろしいと思ひますから、先ほど申し上げたのであります。御承知の通り北海道開発関係の機構は、いろいろな角度から検討をいたしたしたので、これを第一案、第二案、第三案と、いろいろ考へたわけでございます。そういうわけでございまして、私の頭の中、ちよつと書類を持合せぬから、整理が困難でございますので申し上げたのでございまして、なおまだ閣議も決定いたしておりますので、これは閣議決定として、金曜日には大体決定するつもりでございますから、最終的に決定した上で申し上げた方が正確である、こう思つて申し上げたのであります。

○河野国務大臣 それは行政機構全般に関する問題でありますか、それとも、かねてうわさの北海道開発庁云々の問題ですか。

○河野国務大臣 すぐというのは、いつのことでもありますか。

○河野国務大臣 大体金曜日の閣議あたりには決定して、議案へ提案したいと思つております。

○河野国務大臣 北海道は、私が申すまでもなく、私、あなたの方のように北海道に住所を持っておられる方と違ひますから、考へておりますことがあはれる場合があるかと思ひますが、あれほど広範な地域、しかもその中の人口といふ、各種の文化といふ、相当に進歩いたして参りました今日、適當の時期に、これを分県いたして内地同様の施策によつて行われるという時期が、いつかは存じませんが、そういう時期はくるものだと私は考へております。しかし、それは今すぐにやるがいいか、将来数年もしくは数十年先がいいかといふことは、道民各位の御決定に待つべきものかと思ひますが、私は私なりの考へは今申すように考へております。

○渡邊(惣)委員 今の河野さんの御意見は、その時期が数十年後に実現するかどうかというお話で、実に雲をつかむような話なんです。自民党は考へておられますので、自民党の諸君は、この年内にも参議院選挙からして住民投票で事を決定しようといふことで、もつぱらそういう方針を打ち出して参つたのです。そのうちにはないことと呼ぶ者あり。そういうことではないことはないので、大いに松田鐵藏君以下そういうことについて宣傳をしてこれたわけですが、そういうことは現段階で妥当かどうか、この点を一つ承わつておきたい。

○河野国務大臣 これは先ほど来申し上げますように、党の意見がまだ決定しておりません。党の意見が決定すれば、私はそれを推進するということになると思ひます。しかも私自身より、この問題について専門的に研究しておられる人、十分勉強しておられる人は、党にたくさんおられることであり、専門的に研究されている人がおありでございますから、それらの研究、検討の結果を待つて私はやりたい、こう思つております。

○河野国務大臣 先ほどから何回も言うように、時間が非常に切迫しておるようでありまして、どうぞなるべく簡潔にお願いいたします。

○渡邊(惣)委員 先ほど河野さんの発言の中に、十分住民の意見を尊重するといふ言葉がありました。これはどういふように受け取つていいのか、私はよくわからないのですが、住民の反対があればそういうことはしない、こういうことですか。

○渡邊(總)委員 これが最終の質疑で、これで打ち切られることになるのですから、大臣も妙に引きずり回して、かえって審議をおくらすようなところのないように、今のようなところはつきりと言つて、今日上るのに、あなたも協力されるようにされた方がいいと思います。そういう点で、私が今質疑しておるのは、あなたの時間の都合もありますから、私はこの委員会に關係のない全体のことを伺おうというのではないのです。しかし北海道開拓片設置法案というのが出るといわれてきたので、開拓片法案として出るのかどうかというのを聞いておるので、これからこの点を話していただきたい。

○河野國務大臣 それはやりませんでございませう。

○渡邊(總)委員 質疑を打ち切りませう。

○廣川委員 ほかには御質疑はございませうか。御質疑がないようでありませうから、本案に対する質疑はこれにて終了したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○廣川委員 御異議なしと認めまして、質疑は終了いたしました。暫時休憩いたしまして理事会を開会いたします。

午後三時一分休憩

午後三時四分開議

○廣川委員 休憩前に引き続き會議を開きます。

これより討論に入ります。松田鐵藏君。

○松田(鐵)委員 北海道開発公庫法案につきまして、私は自由民主党を代表

いたしました賛成いたすものであります。

この法案は、北海道開発に対する重要な産業の呼び水的役割を果すという建前から出たものでありまして、これが成立の暁においては、北海道において産業の画期的な発展が期待されるものと私は信じておるのであります。まことに北海道のために喜ばしきことと思ひます。この点満腔の敬意を表して、賛成いたします。

○廣川委員 渡邊君。

○渡邊(總)委員 北海道開発公庫法案の審議に当りまして、四十数日にわたつて、委員長のもとに非常に民主的な運営でこの審議が進んだことを、委員長並びに委員各位に敬意を表する次第であります。北海道開発公庫法案が上りまして、その他に自余の關係法案が多数ありますので、一つ委員長以下委員諸君は、この公庫法案に慎重審議、野党の發言をも尊重された建前を今後とも継続されて、自後の案件もこれ以上に慎重審議されるように特に希望いたしておきます。

もともと北海道開発公庫は、開発公社として原案が盛られてきておりまして、たものが、数次にわたります北海道開発審議会の過程を通りまして、公庫法案として提出されるに至つたわけでありませう。しかし私どもは、まず第一に、關係大臣である正力國務大臣自身に、北海道の住民の意思を尊重するといふことを強調され、また法の法律によつて選ばれております北海道開発審議会の意見を十分尊重すると、言葉の上で強く言つておられながら、しかもみずから大臣の立場において、一月十一日北海道開発審議會に対して諮問を

いたし、一月十六日の開発審議會において答申をいたしておりますその原案を、全くじゅうりんして、大蔵省の鼻息だけをうかがつて、法案の内容をすりかえて、政府提案といつて提出されたといふことは、大臣の言明にもかかわらず、住民の意思を軽視、あるいは開発審議會の意向を無視した措置であり、非常に遺憾にたえないわけでありませう。今後こういうことのないように、あくまでも開発審議會の議決については尊重していただきたいと思ひます。大臣は御存じございませうけれども、そのために、先ほど開かれましての理事會におきましては、特に開発審議會の委員として選ばれた、この原案作成に参与した松田鐵藏君以下の諸君は、陳謝の意思表明をいたしたくらしい、非常に政治的責任が重大に問われたいと思ひます。これらの諸君がこういう窮地に追い込まれたといふことは、一にかかつて大臣が開発審議會の意向を尊重しなかつたためであつて、委員諸君には非常に気の毒でございませうが、今後こういうことのないように、十分一つあなたの御發言にはあくまでも責任を持つていただきたい。できれば、ここで重ねて大臣みずから陳謝の意を表してもらいたいと思ひわけでありませう。

次に、この公庫は、最初自民党の廣川委員会、及び政調では、当初百二十億を出資する、こういう宣伝をいたしましたので、北海道では開発のために非常に大きな期待をかけた。それが五十億に減り、三十億に減つて、しまいに、たった十億の金でお茶を濁そうとしておるのであります。そこで、もし当初の百二十億もしくは五十億という金額が支出されるとすれば、これは公庫の性格よりも、公社の性格になつてくるわけであつて、ところが、そういうふうに、法案を作成する過程において、政府出資の金額をどんどん予算を落していったために、いつの間にか、これを公社的な性格から、純然たる金融機關の性格に追い込んでいつてゐるわけであつて、そして当初要望された開発審議會の意向と、全く変貌した形で、ここに出てきておる、こういう点はきわめて重大な問題だと思ひます。北海道の今後の開発にも重大な影響を及ぼしますので、私どもは今後すべからず、次期國會におきまして、政府は政府出資分をさらに増額するといふことが前提とならなければならぬ、というところを強くここで強調いたしたいと思ひます。そういういたしました、順次出資分が多くふえて参るといふことになりまして、必然的に、公庫はその内容において経営に直接關連を持つて参りますので、公庫の性格が質的転換をせざるを得ない条件になつていくわけであつて、そういういたしますと、この法の制定せられると同時に、当然企業経営に直接關連を持つてくるところの金融機關でありませうので、ここには当然これを運営し、あるいは管理する機關が明確にされておなければならぬ。大臣は、多分、その必要が生じた場合においてはこの法律を改正すればよい、という考え方をもち、そういう見解であると思ひますけれども、われわれは法律をこゝで制定します以上は、あらかじめ予測される事態に對して、当然最初からそういう規定を明確にすべきにもかかわらず、これが今日の段階においては、公庫の性格であつて、金融機關の性格が強いからという意味において、審議會では管理委員會制度を決定しておりますのに、この管理委員會制度を削除されたといふことにつきましては、今後ともその責任が十分追及されなければならぬ。このことを一つ政府として十分配慮をしていただきたい。こういうことを申し上げておきたいと思ひます。

さらに、このままでいきますと、この公庫というものは、やはり大企業中心のものになつていくと思ひます。弱小企業、中小企業の方はそれは開発に直接關連があるといふにかかわらず、こういうものを追い落して、大企業中心にこの公庫が運営されていくといふことは、非常にわれわれは危険を感じておるわけでありませう。ことに中小企業が今日の金融難から、農林中金や、あるいは商工中金であるとか、あるいは開発銀行とかいふところからそれぞれ融資を受けておりますが、こういう關係の融資については、この公庫が協調融資になるから資金を出さぬといふことになりまして、非常に金融の對象が制約されてしまつて、勢い八十億の投資資といふものは、特定のものだけに投下されていくといふことになりませうので、この点につきましては非常に警戒を要する問題である、こう私は考えるのであります。従つてわれわれは、この際そういうような制度を撤去して、北海道の開発に必要なものに行なわなければならない、このことは特に強調されなければならないことと考えるわけでありませう。ことにこの問題を中心として、北海道では非常にいか

がわしい風評がたふさん出ております。この国会におきましても、岡田春夫君が具体的な案例をひき上げてこれを摘発されておりますが、岡田君が取り上げられました以外においても、すでにたくさんいろいろな醜聞が伝えられております。全然企業的条件を現在におお具備しておらないところの企業に對しまして、木材とかその他に對しても、何十億という金を出してやるから仕事の準備をしる、というふうなことで、すでに公庫に對する窓口業務を開業しておる私設公庫ができておるわけでありまして、私設理事長もできております。この法案がきまらぬうちに、だれも任命しないうちに理事長候補ができて「やみ理事長」と呼ぶ者あり、やみ屋の理事長が窓口を開いて、融資のあつせん業をやつておるといふ事実が出てきておるのであります。これは風評であらうとも、少くともまじめに北海道の開発を考える者として、非常にありがた迷惑なことでありまして、この点につきましても、特にこの公庫の持つところの、温存するところの危険性というものを十二分に理解されまして、厳正な運営の方式をお考え願ひたい。このことは非常に重大であります。大臣、やがて、きつとこの公庫を中心にしてスキヤンダルが続出したしますから、このことのないように、事前に警告を申し上げておくわけでありまして、従つてこの公庫ができました時にきましては、公庫の役員になる人物が非常に問題になつて参ります。もちろん法の規定によつて、政党の役員たる者あるいは国会議員等は公庫の役員になれないと、明確に規定いたしております。しかし、そ

れは表面のことであつて、裏のひもつきを登場させますれば、一連の關係でこれがやみ金融の場になるといふことは、おのずから明らかになつて参りますので、この点につきましても、いささかもそういうような政治的な動きを排除して、適正な運営の方式を講じてもらひたい。このことを特に私どもは強調せざるを得ないのであります。

私どもは昨日以来修正案を提出する準備をいたしました。正力國務大臣みづからが諮問され、また開発審議會が答申いたしました意思を尊重いたしまして、他のごまかな部分について一切の修正を排除して、特に原案の第二章、管理委員會の制度をこの際復活をして、これを原案尊重の建前で入れることを、自民黨の諸君としばしば折衝を重ねましたけれども、ついに非常に窮地に陥られて、陳弁陳謝これを努めたので、私どもは公庫の面もありまして、この際了承いたしましたわけでありまして、そのかわり、私どもは強い附帯決議をここに提出をいたしましたので、この附帯決議の完全な実施を前提として、この法案に賛成をする決意を固めました。しかし私どもは、この強力な附帯決議をこれにつけることを提案しながらも、なお将来に對して大きな不安があります。この附帯決議をその通り実施していただいたとしても、なおかつ大きな疑問が多数横たわつておりますので、本案が通過をいたしました時にきましては、委員會で議決をせられます附帯決議の趣旨を十二分に尊重されて、これの完全なる実施を約束していただきたいと思つております。このことを前提とし

て、私は本案に賛成をするものであります。この際附帯決議を朗読いたします。

政府は次の事項について適當の措置を講ずべきである。

一、北海道開発公庫の投融資計画は不明確である。政府は速かに北海道総合開発第二次五ヶ年計画を策定し、開発公庫の對象となるべき投融資計画を明確にすること。

二、開発公庫の投融資對象は資本金の規模によることなく、中小企業に對しても開発に必要な事業に對しては投融資すること。

三、開発公庫が投資に重点をおき、且つ、低利な資金供給を可能にするため、次期国会において出資金を増額すること。

四、開発公庫役員の選任に當つては、公庫業務の適正を期するため慎重な配慮をすること。

五、開発公庫の業務運営に當り、有効適切且つ公正妥當な執行を期するため、理事長の諮問機關として、現地に学識経験者その他を以つて構成する運営協議機關を設置すること。

以上であります。(拍手)

○廣川委員長 岡田君。

○岡田委員 私も討論をさしてもらいたいと思ひますが、私はこの法案については、率直に申し上げまして、幾多の点に不満があります。しかしながら、本日友党社会党より附帯決議が出されまして、この附帯決議が忠実に履行されるものと信じて、この法案に對して賛成をいたしたいと思ひます。私の不満の点について一、二申し上げますが、しかしこれは、今後において

ぜひとも正力國務大臣において実行をしていただきたい意味において、申し上げるのではありません。それは、あまりにも開発庁という役所は無計画であり、無能である、この点であります。少くともこの開発公庫法を出す限りにおいては、北海道の開発の計画の大きな実体だけでも考へて、その実体的に立つて、この開発公庫というものがどのような役割を果さなければならぬか、この点の検討の上に立つて開発公庫法が出されなければならぬ。北海道庁では、第二次五ヶ年計画の構想だけではすでにできているにかかわらず、企画官庁といわれる開発庁が、いまだに第二次五ヶ年計画の構想すらできておらない。その第一点であるか、あるいはその他の人口にすべきであるか、五百五十万人にすべきであるか、あるいはその他の人口にすべきでないか。このようなく無計画の上に立つて、無能力な上に立つて開発公庫法というものが出されても、これが実際に正しく運営できるかどうかということについて、われわれは心配をいたしております。この点については、先ほど渡邊委員の言われた通りに、今後の運営については十分留意をお願いいたしたいと思ひます。

第二の点は、これまで渡邊委員がお話の通りであります。この公庫法を運営するに當つて、業務方法書なるもの、実行の内容が具体的にされた。これによると、幾多の点において制限が加えられておる。融資の場合においては、一千万円以上の会社でなければならぬ、あるいは、投資の場合においては、五千万円以上の会社でなければならぬ。その上に、すでに政府金融機關、特殊機關から融資を受けたものに對しては、これは投資並びに融資の對象にならない、このようなことが実は規定されておるのであります。とするならば、現実に北海道の内容を見ると、一千万円以上の会社は、おそらくこの公庫法に該当するものでは二百五十社程度であらうと思ふ。この二百五十社のうちで、すでに政府金融機關から融資を受けている。このような会社は、ほとんど大半の会社が融資を受けているのではないかと。そうするならば、現実に開発公庫法が実行されても、実際に投資の對象になるような会社が出てこないといふことになつてしまふのではないかと。ところが半面においては、これは北海道庁案であります。が、本年度の設備投資の大体の見通しを見ると、大体設備投資は、五百億円くらいは設備投資を要求しているといわれていて、これは算定であります。この設備投資の五百七十億円のうちで、内部資本、いわゆる自己資本によつて設備投資をされるものが、大体四割、その他の投資を二割と見て、外部投資いわゆる銀行からの投資その他を見ると、大体三百億円くらいが外部投融資として要求されているものである。ところがこの三百億円の外部投融資の對象になるべきものは、今申し上げたように一千万円の会社ばかりじゃない。中小企業の場合においては、このような要求が強く起つてくることを見なければならぬ。とするならば、このような制限を設けて、一千万円以上、あるいは五千万円、あるいはまた、中小企業公庫からの金融を受けたものに對しては投融資ができないということにな

い。その上に、すでに政府金融機關、特殊機關から融資を受けたものに對しては、これは投資並びに融資の對象にならない、このようなことが実は規定されておるのであります。とするならば、現実に北海道の内容を見ると、一千万円以上の会社は、おそらくこの公庫法に該当するものでは二百五十社程度であらうと思ふ。この二百五十社のうちで、すでに政府金融機關から融資を受けている。このような会社は、ほとんど大半の会社が融資を受けているのではないかと。そうするならば、現実に開発公庫法が実行されても、実際に投資の對象になるような会社が出てこないといふことになつてしまふのではないかと。ところが半面においては、これは北海道庁案であります。が、本年度の設備投資の大体の見通しを見ると、大体設備投資は、五百億円くらいは設備投資を要求しているといわれていて、これは算定であります。この設備投資の五百七十億円のうちで、内部資本、いわゆる自己資本によつて設備投資をされるものが、大体四割、その他の投資を二割と見て、外部投資いわゆる銀行からの投資その他を見ると、大体三百億円くらいが外部投融資として要求されているものである。ところがこの三百億円の外部投融資の對象になるべきものは、今申し上げたように一千万円の会社ばかりじゃない。中小企業の場合においては、このような要求が強く起つてくることを見なければならぬ。とするならば、このような制限を設けて、一千万円以上、あるいは五千万円、あるいはまた、中小企業公庫からの金融を受けたものに對しては投融資ができないということにな

るならば、そのような投融資の要求があるにもかかわらず、この開発公庫法というものが投資をすることができないという結果になってしまふであらう。そこで、この開発公庫法を動かしていく場合にどうなつてくるか。これも渡邊委員の言われた通りに、今申し上げたような制限ができるからして、当然ここに生まれてくるのは、この公庫を動かすために、やっぴいかなければならないのは、幽霊会社のような、泡沫会社のような会社を作つて、そのインテキ会社の運営によつて、この中に金を入れていくという結果になるであらうと思ふ。すでに仄聞されているのによつて、たとえば苫小牧の海岸の埋め立ての会社を作るとか、地下資源の何だかの会社を作るとか、いろいろな会社を作るとかいつているのだが、こういう会社についても、今後の運営を十分にお考えにならなければ、こういう会社自体が利権化する危険性が非常にあると思ふわけでありませう。こういう点からいつても、投融資の問題については、十分慎重なるお考えをいただきたいと思ふわけでありませう。

第三の点は、経営の民主化の問題です。これはこの開発公庫法が最初に開発審議会並びに開発庁で検討されたときは、経営委員会というものが設けられることになった。この経営委員会を設ける理由として、開発庁の担当の責任者は、経営委員会を設けるのは経営の民主化のためである、投融資を民主的に進行するためであるといふことの説明をやつてゐる。それなのに、この民主的な運営であるところの経営委員会の制度というものを、いつの間にか政府自身、正力國務大臣自身が放棄して、

経営の民主化でない方法で運営をしよふという危険が出てきつゝあるわけでありませう。こういう点から見ても、この附帯決議の実行については、ぜひとも正力國務大臣が十分注意をされるようにお願いをいたします。この委員会の運営上において、あなたもしじみ痛感されたと思うが、官僚の独善化といふものがいかにはなはだしいものであるかといふことは、あなた自身が率直にお感じにならなければならぬ。あなた自身が資料として提出すると言つたことについて、官僚の代表の方は、資料として出さないと云つて、がんばり抜いたじゃないか。しかしながら、正力國務大臣が危うくもがんばつたために、最後に資料が出るようになったのであるが、このようなことを通じて、官僚の独善化といふ問題についても、あなた自身ははつきりと政治力を持つてやつていただかなければならないと思ひます。正力國務大臣に多くの人が期待しているのは、あなたのたくましい政治力を期待している。官僚になめられるような政治力を期待しているのじゃないはずなんです。この意味において、あなた自身がこの官僚独善を押えて、ほんとうの北海道の開発をやるとなるとすれば、それは、この附帯決議が実行できるかいなにかかつていふと思ふ。附帯決議が実行できないような正力國務大臣なら、直ちにみずからの能力のなさを悟つて、やめるべきであると私は考えるのだが、この意味においても、この附帯決議はきわめて重大であります。特に中小企業金融公庫等の協調融資その他の点についても、附帯決議に述べられておりますが、これは事務次官會議に

よつて、このような制限が決定されているのであります。附帯決議においては、このような制限を撤回すべきであるといふ附帯決議でありますから、事務次官會議の決定を、あなたの政治力によつて御破算にして、この附帯決議を忠実に実行されんことを特に要求いたしまして、私は賛成の討論を終ります。

【総員起立】
○廣川委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。
先ほど渡邊君の提案された附帯決議について、御意見があればこの際承わつておきます。
【異議なしと呼ぶ者あり】
○廣川委員長 別に御意見もないようです。採決いたします。渡邊君提案の附帯決議に賛成の諸君の起立を求めます。
【総員起立】
○廣川委員長 起立総員。よつて、附帯決議を付することに決しました。この際本附帯決議につきまして、政府より発言を求められております。正力國務大臣。
○正力國務大臣 ただいまはまことにありがたうございました。附帯決議の趣旨につきましては、十分尊重いたしまして、実行いたしたいと思います。
○廣川委員長 ただいまの議決に伴う委員会の報告書作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】
○廣川委員長 御異議なければ、さよう取り計らいます。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時三十二分散会
【参照】
北海道開発公庫法案(内閣提出)に関する報告書
【別冊附録に掲載】

昭和三十一年四月十四日印刷

昭和三十一年四月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局